

◆マイナンバーの利用目的

番号法により、共済組合では、マイナンバーを主に次の事務に利用します。

- ・厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
- ・地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務

< 予定されている事務（2017年7月から） >

- ・医療費等の短期給付の決定、支給、相談に関する事務
- ・年金等給付の決定、支給、相談に関する事務
- ・年金等給付に係る源泉徴収票等作成事務
- ・貯金事業における障がい者等の小額預金の利子所得等の非課税制度に関する事務など